

北九州市防犯灯設置要綱

(目的)

第1条 夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行の安全を図るため、防犯灯を設置し、安心して生活のできるまちづくり推進に資することを目的とする。

(設置要件)

第2条 防犯灯は、周囲に人家がないなどのため、町内会で設置することが困難な場合、次の要件を満たす道路に予算の範囲内で設置する。ただし、市長が特に必要と認める道路には、防犯灯を設置することができる。

- (1) 夜間の通行人が多く、利用度が高い道路
- (2) 過去に犯罪が発生し、又は今後発生するおそれのある道路

(設置基準)

第3条 設置する防犯灯は、1基1灯とし、原則として消費電力10W程度のLED灯とする。

- 2 防犯灯は、原則として九電柱等の既設柱に設置するものとする。
- 3 柱を新設する場合において、防犯灯の間隔はおおむね40メートルとする。

(設置個所の調査及び決定)

第4条 区長は、行政区域内における防犯灯設置必要箇所を選定するに当たっては、調査のうえ、順次緊急を要するものから決定するものとする。

(維持管理)

第5条 区長は、防犯灯の維持管理においては、次の事項の整備等に努めなければならない。

- (1) 管理台帳の備付
- (2) 管理図面の整備
- (3) 破損個所の発見及び通報システムの整備
- (4) その他必要な事項

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 北九州市防犯灯設置要綱(昭和43年10月1日制定)は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。